

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により、令和 2 年度定期監査を実施しましたので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

御所市監査委員 和田 正吾
御所市監査委員 池田 靖幸

令和 2 年度 定期監査結果報告書（第 1 次）

1. 監査の対象課、執行年月日

監査の対象課等	予備監査実施期間	定期監査及び講評日
事業推進課	令和2年 9月 1日～ 9月 4日	令和2年11月4日
営繕課	令和2年 9月 7日～ 9月11日	令和2年11月4日
産業振興センター	令和2年 9月23日～ 9月25日	令和2年11月5日
農林商工課	令和2年 9月23日～10月 2日	令和2年11月5日
農業委員会事務局	令和2年 9月28日～10月 2日	令和2年11月5日
住宅課	令和2年10月 5日～10月 9日	令和2年11月5日
建設課	令和2年10月12日～10月16日	令和2年11月6日
都市整備課	令和2年10月19日～10月23日	令和2年11月6日

2. 監査の対象事項

令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

3. 監査の方法

監査は、御所市監査基準に基づき、監査計画に定める定期監査の重点項目及び着眼点に照らして実施した。

地方自治法第 1 9 9 条第 8 項の規定により、あらかじめ監査に必要な資料の提出を求め、事務局による予備監査を実施し、その結果を踏まえて、監査委員による定期監査及び講評を実施した。

また、監査時において、関係する書類・資料を試査照合、及び関係職員からの事情聴取等による方法で実施した。

4. 監査を行った監査委員

和田 正吾 池田 靖幸

5. 監査の結果

今回監査を実施したところ、監査の対象となった事務は概ね法令に適合し、正確に行われていると認められたが、一部に単純な誤謬に起因する等の軽易な誤り、不当とするには具体性に乏しいが注意する必要があるもの、早期に是正改善することが必要であるものが見受けられた。

そのため、監査当日に指摘を行ったものの内、意見・要望としたもの、公表は行わないが注意事項として改善を書類で求めたものを除く別添については、公表する指摘事項として改善等を書類で求めることとした。

定期監査 是正改善事項

【事業推進課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 書類関係について

- ① 文書の保存年限とファイルの保存年限とに整合性のない事例が見受けられた。

《文書保存年限：永年 ファイル保存年限：10年》

- ・その他 重要書類

【産業振興センター】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 書類関係について

- ① 臨時職員の雇用について、地方公務員法第22条により六月を超えない期間と定められているが、当初より六月を超えて雇用していた。また、人事課の合議がなかった。

【農林商工課】

予算の執行について、収入関係書類は良好に事務処理されており、支出負担行為関係書類については一部を除き概ね良好に事務処理されていた。

(1) 委託及び契約事務について

- ① 16件中3件の協定書の締結日を修正テープで訂正しており、締結報告の決裁日と締結日が不整合になっている事例が見受けられた。

- ・施業放置林整備事業の実施に関する協定書